

# 公 示

下記の業務についての委託先を公募します。応募される方は、本公示内容を了承のうえ、下記によりご応募ください。

平成24年7月12日  
独立行政法人農林漁業信用基金

## 記

### 1 業務名

責任準備金の検証等に係るコンサルティング業務

### 2 業務実施の目的

保険財務の健全性を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）における責任準備金の積立方法等について、専門的な立場から検証及び改善等についての指導、助言を受けることを目的とする。

### 3 業務の概要

信用基金における責任準備金の積立方法等について検証を行うとともに、検証の結果判明した改善等についての指導、助言を行うものである。

### 4 応募資格

#### (1) 応募手続

業務の受託を希望する者には、別途交付する応募要領に従い、企画提案書の作成、提出を求める。

なお、信用基金は、必要に応じて企画提案会を開催し、提出された企画提案書についての説明を求めることがある。

#### (2) 応募資格

次の①、②及び③に適合する者であること。

##### ① 下記ア、イ及びウに該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう）又はその関係者と認められる者

##### ② 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - キ 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
  - ク 商法、その他の規定に違反して営業を行った者
- ③ 過去5年間に於いて、日本国内において保険契約準備金（責任準備金、支払備金）若しくは保険料率に関するコンサルティングの実績がある者又はアクチュアリーが本件業務に従事できる者。

## 5 応募要領を交付する場所及び期間

### (1) 交付場所

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階  
独立行政法人農林漁業信用基金 農業管理室調査企画課（担当：平岡、三上）  
電話：03-3294-4483

### (2) 交付期間

平成24年7月12日～平成24年7月26日（土曜、日曜及び祝休日を除く10時～12時及び13時～17時とする）

### (3) その他

応募要領の交付を希望する場合には、(1)の担当まで電話により事前連絡を行うこと。  
郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

## 6 その他

本公示に記載なき事項は、応募要領によるものとし、必要に応じ前記5の(1)の担当あて照会すること。

## 7 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、信用基金との関係に係る情報を信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（信用基金〇B）の人数、職名及び信用基金における最終職名

イ 信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している信用基金〇Bに係る情報（人数、現在の職名及び信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

以上、公示する。